

平成 28 年 5 月 20 日

改正社会福祉法の施行に向けた検討事項について

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰 格

1. 基本的な考え方

- 社会福祉法人は、今般の法改正をいかし、社会の信頼と支持のもとで、今後も社会福祉の主たる担い手としての役割を果たしていくため、公益法人として経営組織体制の構築、組織・事業の透明性向上にしっかりと取り組んでいく。
- その上で、社会福祉法人が地域の生活課題や福祉ニーズに積極的に対応し、創意工夫のもとで多様な福祉サービスを展開するため、自律性や主体性を持った経営の確保と、経営努力をいかにさせる制度とすべきである。

2. 検討事項についての意見

(1) 評議員の員数に係る経過措置について

- 評議員会未設置法人が円滑に評議員を選任できるよう、役員等になることができない「省令で定める特殊の関係がある者」から社会福祉法人役員等を除くことが必要である。

(2) 会計監査人の設置について

- 社会福祉法人の会計監査人による監査は、社会福祉法人の公益性や非営利性に着目した、必要かつ適切なものにすべきである。
- 会計監査人制度導入の目的を実効あるものとし、その定着を図るためには段階的に施行していくことが必要である。
- 会計監査人設置法人の規模は、公認会計士が偏在している状況や健全な競争環境を形成する観点からの検討が必要である。

(3) 控除対象財産の算定方法について

- 社会福祉法人の主体性や自律性、継続性を棄損しない算定方法とし、各法人の実情を反映できるしくみとすることが必要である。

(4) 地域協議会について

- 第 24 条 2 項を実施するにあたり、地域協議会の意見を聴くことを前提としたり、地域協議会の意見により各法人の取り組みが制限・規定されたりしてはならない。

(5) その他

- 地域における公益的な取組について、その内容を限定列挙すべきではない。
- 今回の法改正を実効あるものにしていくためには、措置費、保育所運営費の使途の柔軟な取り扱い、職員配置や施設・設備の用途の弾力化が必要である。
- 平成 28 年熊本地震の影響を受けている社会福祉法人の制度移行について、特段の配慮をお願いしたい。